

# 令和8年度 豊島区会計年度任用職員採用選考申込書

【令和 年 月 日】

職名※1	・スクール・スキップサポーター ・学童指導員（6.5時間・7.5時間）		<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">           (証明写真)            縦4cm×横3cm            ・3か月以内に撮影したもの            ・裏面に氏名を記入         </div>	
該当する応募資格※2				
フリガナ				
氏名				
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)			
電話番号※3	— —			
メールアドレス※3				
緊急連絡先（本人以外）	— —		（氏名： 続柄： ）	
現住所	フリガナ			
	〒 —			
自宅最寄駅 線 駅（駅までの交通手段：徒歩・バス・その他 分）				
最終学歴	学校名		学部・学科名	
	卒業年月	（昭和・平成・令和） 年 月 (卒業・卒業見込・中退)		
豊島区勤務歴	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し			
職歴 新しい順に上から	在職期間(和暦)		勤務先等	職務内容
	年 年	月から 月まで		正規・非常勤・アルバイト等
	年 年	月から 月まで		正規・非常勤・アルバイト等
	年 年	月から 月まで		正規・非常勤・アルバイト等
	年 年	月から 月まで		正規・非常勤・アルバイト等
資格・免許	年 (和暦)	月	資格・免許名称	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1;">           [パソコンスキル]            • Word (頻繁に使用・使える程度・使ったことがない)            • Excel (頻繁に使用・使える程度・使ったことがない)            • その他 ( )         </div> <div style="flex: 1;">           [活用したい能力・経験等]         </div> </div>
放課後児童支援員認定資格研修（該当するものを○で囲む。受講済みの者については、受講年度・クールを記入） 受講していない • 受講した（ 年度 クール）				
〔上記職歴のうち、子どもにかかわる業務の内容〕				
〔勤務開始可能日〕※令和7年度から勤務可能な場合は、その旨記載してください。		〔健康状態〕	〔身体等の事情により受験上、配慮を要する事項（必要な場合のみ記入すること）〕	
令和 年 月 日				
〔豊島区役所における他の職の申込み状況〕 <input type="checkbox"/> 当該職のみ希望 <input type="checkbox"/> 他の職と併願（職名： ）			〔採用された場合の兼業等の予定〕 <input type="checkbox"/> 有り ※4 <input type="checkbox"/> 無し (兼業事業者先名称： )	
私は、豊島区会計年度任用職員採用選考を受験したいので、上記のとおり申し込みます。 なお、私は地方公務員法第十六条の各号（裏面参照）のいずれにも該当しておりません。 また、この申込書のすべての記載事項は事実と相違ありません。				
令和 年 月 日				
氏名（自署） <span style="float: right;">（自署欄は必ず本人が署名してください。）</span>				

裏面の「作成上の注意点」をよく読んでから記入してください。

### 【作成上の注意点】

- ※1 ご自身が申し込む職名を○で囲んでください。併願の場合は二つとも○で囲んでください。学童指導員は、希望する1日の勤務時間数も○で囲んでください。
- ※2 募集案内の2ページに記載されている応募資格のうち、該当する番号をご記入ください。
- ※3 日中に連絡がとれる電話番号・メールアドレスをご記入ください。
- ※4 豊島区役所以外の事業所で兼業する場合は、任用時に届出が必要です。  
また、豊島区役所の他の職との兼業はできません。

### 【参考】

#### —地方公務員法第16条（欠格条項）—

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者